改修前後写真撮影要領

１　撮影計画

(1)　外観写真は、工事着手前及び足場解体後以降に撮影する。

(2)　外観写真及び内観写真の撮影位置、カメラアングル等については、事前に発注担当課と協議の上決定する。

(3)　特別の指定のない場合の撮影箇所及び撮影枚数の標準は別表による。

２　撮影者

写真の撮影について十分な経験を有するものとし、監督員の承諾を受けた写真専門業者とする。

３　撮影の実施

(1)　撮影は、次の事項に注意して行う。

・外観写真の撮影は、自動車、人物及びゴミ等の雑物が極力入らないようにする。万が一写り込んだ場合は、人物が特定できないようにする。

・改修前の撮影は、工事着手前とし、足場等仮設材の写り込みに注意すること。

・改修後の撮影は、補修及び手直しが完了した後に行う。

・撮影日は、晴天及び融雪後とする。

・内観（共用部を含む）撮影は、照明をできるだけ点灯した状態で撮影する。ただし、色の変化や、写真撮影用照明の写り込みに注意して行う。

・工事に含まれない家具等は原則として写さない。

(2)　写真の色彩は、カラーとする。

(3)　撮影に使用する機材はデジタルカメラとし、出版物等への使用に適当な解像度を有するものとする。（3000×2000ピクセル以上を目安とする。）

４　撮影原版の整理

(1)　撮影原版は、電子データとしてCD-ROM等に整理する。

(2)　CD-ROM等には、以下を記載する。

　　・工事名称、工期、受注者、撮影業者、団地名称

５　撮影原版の提出

撮影原版について、完了後速やかに発注担当者に提出する。なお、発注担当課に提出したデータと同様のデータを工事引渡し書類（一括書類）にも格納すること。

６　著作権等の取扱い

受注者は、以下事項を満たす写真専門業者を選定・契約し、改修前後写真を提出すること。

・受注者は、当該改修前後写真に係る著作権（著作権法第２章及び第３章に規定する著作権者の権利をいい、著作権法第27条及び第28条に規定するものを含む。）を著作権者から取得し、発注者に無償で譲渡する。

・受注者は、著作者との間で、著作者が当該改修前後写真に関し著作者人格権（著作権法第２章第３節第２款に規定する権利をいう。）を行使しない旨取り決める。

７　その他

当該改修前後写真は、事前に断りなくＵＲ都市機構が、ＵＲ都市機構が社内・外の広報に無償にて使用するほか、ＵＲ都市機構が作成する外部の出版物等にも無償にて使用、関係者に無償配布することを予定している。

以　上

別表

改修前後の撮影箇所及び撮影枚数の標準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 場所 | 撮影対象 | 撮影内容 | 撮影枚数 |
| 建築工事（保全工事） | 外観 | 本体建物 | ・各面又は２面を含む全体の外観・遠景外観（全景）・正面ｴﾝﾄﾗﾝｽ廻りの外観・ｱﾌﾟﾛｰﾁからの外観 | 工事着手前：15枚以上工事完成後：15枚以上 |
| 付属建物 | ・各1面又は2面 | 1枚以上 |
| 外構 | ・舗装、植栽、団地の入口 | 適宜 |
| 内観 | ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ |  | 工事着手前：5枚以上工事完成後：5枚以上 |
| 共用廊下 |  | 適　宜 |
| ﾊﾞﾙｺﾆｰ |  | 適　宜 |